

朝鮮半島の非核化のために  
—2016年11月12日当会主催意見交換会に向けての問題提起—

日本反核法律家協会 事務局長  
弁護士 大久保 賢一

◆全体状況

現在、約 15,700 発の核兵器が存在する。これらの核兵器が、意図的であれ偶発的であれ、使用されれば「壊滅的な人道的結末」がもたらされることになる。救援不能な事態が展開されるだけでなく、長期にわたって地球環境に負の影響をもたらし、人類の生存に脅威をもたらすことになるのである。

1945 年 8 月、広島や長崎で被爆した人々は「原爆は絶滅だけを目的とした絶対悪の兵器」だと言う。核兵器使用の「壊滅的な人道的結末」に着目する非核兵器国政府や市民社会は核兵器の廃絶を呼び掛けている。また、今年 4 月の広島での G7 外相会議の宣言は「原爆による甚大な非人間的な結末」と表現している。オバマ大統領は、5 月 27 日、広島で、原爆投下について「人類が自らを破滅に導く手段を手にしたことを証明した」とスピーチしている。誰もが、核兵器使用による「壊滅的な人道的結末」を、正面切って否定することはできない状況になっているといえよう。「核兵器のない世界」の実現は、その本気度を問わないとすれば、共通のスローガンとなっているのである。

しかし、核兵器廃絶に向けての具体的な取り組みは始まっていない。朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）は核実験を継続しているし、核兵器国は核軍縮に取り組んでいないどころか、その近代化を進めている。プーチンロシア大統領は、クリミア情勢をめぐる「ロシアが核兵器国だということを忘れるな」と恫喝したこともある。日本政府は、自衛目的のためであれば、核兵器保有も憲法違反ではないと閣議決定している。そして、米国の核先制不使用政策への転換にも反対している。核兵器の廃絶どころかその役割の低減すら進んでいないのである。核兵器を国家安全保障の「切り札」とする諸国はまだ存在しているのである。核兵器保有国や NATO 加盟国、日本、韓国、オーストラリアなどの核兵器依存国である。

ただし、ここで着目しておきたいことは、国連作業部会 (OEWG) が、国連総会に、2017 年からの核兵器禁止のための法的枠組みについての交渉開始を勧告していることと、それを国連加盟国 193 か国のうち 106 か国が支持していることである。「核兵器を禁止し全面廃絶へ導く法的拘束力のある協定」についての交渉を開始しようというのである。しかも、その会議は、すべての国家に開かれ、国際機関や市民社会が貢献できるというのである。核兵器国のボイコットや、日本やオーストラリアの消極的姿勢を乗り越えて、国連総会での議論が行われることになるのである。もちろん、その帰趨は予断を許さないけれど、核兵器禁止のための法的枠組み作りに向けての一步が踏み出されたと評価できるであろう。

核兵器に依存して国家安全保障を確保しようという諸国家と核兵器の使用を許さず核兵器の廃絶を求める諸国家とが、国連総会を舞台に、正面から議論することになる。私たち市民社会がどちらとともにあるかは言うまでもないであろう。

#### ◆朝鮮半島の状況

しかし問題は、それだけにとどまらない。私たちの間近にある朝鮮半島では、厳しい緊張関係が続いている。北朝鮮をターゲットにした米韓の軍事訓練が行われている。米軍の発進基地として日本の基地も使用されている。北朝鮮はこれに強く反発しているだけではなく、核実験とミサイル発射実験を継続している。まさに、核兵器の使用を含む一触即発の状況にあるのである。

この朝鮮半島の危機的状況をどのように解消すればいいのだろうか。北朝鮮の行動だけを問題にすればいいとは思われない。一方当事者だけに原因がある紛争などありえないからである。また、朝鮮半島の非核化という意味は、北朝鮮に核兵器を放棄させればそれで済むということでもないであろう。韓国も米国の核の傘に依存しているのである。また、日本も北朝鮮を敵視しているだけではなく、米国に核兵器による先制攻撃を選択肢として残しておいて欲しいとしているのである。そして、米国は他国の政府を武力で転覆することに躊躇いのない国家であることはこの間の歴史が物語っている。

そして何よりも、北朝鮮の核兵器がなくなったからといって、世界から核兵器がなくなるわけではないのである。結局、「核兵器のない世界」を求めるには、北朝鮮の核兵器だけを問題視すれば事足りるということではないのである。

しかしながら、核兵器の廃絶を求める人たちの間にも、まずは北朝鮮の核兵器が問題だ、北朝鮮が核を持つことは何が何でもだめだという意見もないわけではない。

例えば、「私は、北朝鮮の水爆実験を非難する。のみならず、私は、核兵器国や依存国の核抑止論も非難するし、核兵器廃絶に向けての交渉開始とその早期妥結を求める。私は、核クラブが構成する安保理決議や米国の核の傘に依存する日本政府の制裁などは、北朝鮮の敵愾心を煽るだけで、核の放棄などにはつながらないであろうと考えている。

今、国際社会では、核兵器の非人道性に着目しての核兵器廃絶の動きが強まっている。核兵器を国家安全保障の道具とするのを止めようという潮流である。

私たちは北朝鮮の核実験とその保有を責めるだけではなく、核抑止論を乗り越え、核兵器に依存しない世界の実現を求めなければならないのである。」という私の意見に対して、次のような異論が提示されている。

- (i) このような意見は「核大国やそれに追随する日本政府には北を非難する資格はない。後発核弱国に対する虐めではないのか。」ということなのか。
- (ii) このような意見は、核大国や日本政府をたしなめる余りの「勇み足」ではないのか。

(iii) このような内容の機関誌『反核法律家』は、普遍的立場からの核兵器廃絶ではなく、北への「同情的傾向誌」との疑問を惹起してしまうのではないのか。

この指摘の背景には「北の核やミサイル政策は、ひどく悪質で、同情する余地のないもの」であるとの見識が存在しているのである。

この意見は、善意からではあろうが、核兵器国や核兵器依存国の姿勢よりも、北朝鮮の態度を悪質な危険として評価しているのである。結局、核兵器の危険性よりも北朝鮮の危険性を問題視しているといってもいいだろう。この考え方を進めていけば、国際社会の意向に背を向ける独裁国家北朝鮮は、何をしでかすかわからない。それに備えて、核兵器使用の準備もしておいてくれ、ということになるであろう。

けれども、私たちがなくさなければならないのは核兵器である。北朝鮮と敵対することではない。私は、北の核実験を非難するだけでなく、核抑止論を非難すべきだと考える。北朝鮮がやっていることは、核兵器国がこれまでやってきたことである。良質で同情に値する核やミサイルなどありえないであろう。北朝鮮のそれらだけを危険視する見方に同調することはできない。

私は、私たちが北朝鮮の核実験やミサイル発射を非難することは当然のこととして、核兵器国や日本に北朝鮮を非難する資格はないし、身勝手この上ない連中だと思っている。現に、北朝鮮は核実験を続けているし、韓国内にも日本国内にも、核武装論が台頭しているのである。核抑止論は、むしろ核拡散の元凶なのである。

私は、北朝鮮に同情するつもりはないけれど、核兵器国や日本政府の偽善的態度も忌み嫌うところである。それは、「勇み足」でもなければ、北朝鮮に対する「同情的傾向」でもないと思っている。むしろ、こういう態度こそが普遍的な立場だと考える。国連憲章は、大小各国の同権や内政不干渉を前提としていることを忘れてはならない。

そして、今、求められていることは、北朝鮮の核実験を非難するだけでなく、核兵器国や核兵器依存国に核抑止論を捨てさせることだと考えている。それが無い限り、朝鮮半島の非核化も「核兵器のない世界」の実現も夢物語に終わってしまうと思うからである。

私は、北朝鮮との関係でいえば、核兵器国や日本政府に、「罪なき者、石を持って打て」という言葉を送りたいと考えている。

#### ◆何から始めるか

朝鮮半島の非核化を実現するためには、関係者の主張をよく聞くことから始めるべきだと思う。まずは、核実験やミサイル発射実験をしている北朝鮮がどのような論理で動いているのかを聞きたいと思う。その主張を聞かないままに、非難することは非生産的だからである。「一方聞いて沙汰するな」と言うのではないか。また、韓国側の言い分も知る必要があるだろう。とりわけ、核に依存しないという意味を持つ非政府系の方の話を聞きたいと思う。朝鮮半島の平和と安定は、双方の敵対的ではない民衆レベルでの意思が尊重される

べきだと思うからである。民衆の意思を無視する政権は決して永続することはないであろう。

併せて、今、北東アジアを非核地帯とするためにどのような努力がされてきたのかを概観することが求められるであろう。そして、「核のない世界」を実現するために、国際社会がどのような営みをしているのかについても、整理しておく必要があるであろう。

更に、今、日本で、最も戦場に近いのは沖縄である。米軍基地の強化に向けての作業が、沖縄の辺野古でも高江でも、信じられないほど強権的に進められている。その米軍基地拡張と近代化に反対する戦いと朝鮮半島の非核化の戦いとは通底する問題であろう。武力で物事を解決することの野蛮さと対向することと、恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利の実現とは、表裏をなす課題だからである。

#### ◆結論

以上の問題意識を踏まえて、以下のパネリストの方に、意見交換会の報告と議論をお願いする次第である。

- 1.高演義さん      朝鮮大学校教員
- 2.崔鳳泰さん      韓国弁護士
- 3.山田寿則さん    明治大学教員
- 4.中村桂子さん    長崎大学教員
- 5.白充さん        弁護士（沖縄弁護士会所属）